

# 秋田県公報

## 目 次

選挙管理委員会告示	ページ
○秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙の同時実施(五三)	1
○秋田市長選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙の同時実施における投票及び開票の順序(五四)	1
○男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙の同時実施(五五)	1
○男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙の同時実施における投票及び開票の順序(五六)	1
○湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(五七)	1
○湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(五八)	1
○由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(五九)	1
○由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(六〇)	1
○潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施(六一)	2
○潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(六二)	2
○大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施(六三)	2
○大仙市長選挙及び秋田県知事選挙の同時実施における投票及び開票の順序(六四)	2
○北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補	2

### 選挙管理委員会告示

欠選挙の同時実施(六五)……………2

○北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙並びに秋田県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙の同時実施における投票及び開票の順序(六六)……………2

#### 秋選管告示第五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、退職による秋田市長選挙を平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### 秋選管告示第五十四号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙並びに秋田市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙
- 三 秋田市長選挙

#### 秋選管告示第五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、退職による男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙及び秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 選挙期日 平成二十一年四月十二日
- 二 男鹿市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 一人

#### 秋選管告示第五十六号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行の秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙並びに男鹿市長選挙及び男鹿市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公

職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙
- 三 男鹿市長選挙
- 四 男鹿市議会議員補欠選挙

#### 秋選管告示第五十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、任期満了による湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 選挙期日 平成二十一年四月十二日
- 二 湯沢市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 一人

#### 秋選管告示第五十八号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に執行の湯沢市長選挙及び湯沢市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 秋田県知事選挙
- 二 湯沢市長選挙
- 三 湯沢市議会議員補欠選挙

#### 秋選管告示第五十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、任期満了による由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 一 選挙期日 平成二十一年四月十二日
- 二 由利本荘市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 二人

#### 秋選管告示第六十号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時

に行う由利本荘市長選挙及び由利本荘市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第二百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 由利本荘市長選挙
- 三 由利本荘市議会議員補欠選挙

秋選管告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第一百九条第二項の規定により、任期満了による潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 選挙期日 平成二十一年四月十二日
- 二 潟上市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 二人

秋選管告示第六十二号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に進行する潟上市長選挙及び潟上市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第一百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 潟上市長選挙
- 三 潟上市議会議員補欠選挙

秋選管告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第一百九条第二項の規定により、任期満了による大仙市長選挙を平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸 一

秋選管告示第六十四号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に進行する大仙市長選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法

（昭和二十五年法律第九号）第二百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 大仙市長選挙

秋選管告示第六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第一百九条第二項の規定により、任期満了による北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙を次のとおり秋田県知事選挙及び秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙と同時に行うので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 選挙期日 平成二十一年四月十二日
- 二 北秋田市議会議員補欠選挙で選挙すべき議員の数 一人

秋選管告示第六十六号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙及びこれと同時に進行する秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙並びに北秋田市長選挙及び北秋田市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序は、公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第一百二十二条の規定により、次のとおり定められたので告示する。

平成二十一年四月五日

- 一 秋田県知事選挙
- 二 秋田県議会議員北秋田市北秋田郡選挙区補欠選挙
- 三 北秋田市長選挙
- 四 北秋田市議会議員補欠選挙

- 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸 一

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄